

平成28年度
事業計画書

社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会

1 基本方針

社会保障制度改革が進む中、地方自治体の財政は非常に厳しい状況にあります。医療、介護、年金などの社会保障費が増大する中、各制度の維持、制度の狭間に起因する問題等、多くの課題への対策が急がれます。

福祉・介護を取り巻く環境は自治体ごとの取り組みにより異なりますが、根本的に公的な支援だけでは対応困難な状況にあるのが現状です。益々、地域における福祉力を高め、自助、共助、公助を基本とする新たな仕組みを創ることが必要であります。

そのような中、平成27年4月の介護保険法改正において、大きく制度の変革が始まりました。要支援1、2の介護予防認定者に対する予防訪問介護、予防通所介護の利用が保険の給付対象から外されました。このことについては、平成29年3月までは経過措置期間が設けられ、松浦市においては平成29年4月から「地域支援事業」へ移行されます。現時点では、内容等は明確になっていません。介護予防サービスの内容や事業経営に大きく影響を受けることから考えても、事業移行に向けた市の今後の取り組みは重要であります。また施設への入所要件についても改正され、既に特別養護老人ホームへの入所は介護3以上の方しか入所できないということとなっています。サービス利用の制限や介護報酬単価のマイナス改定と併せると、受ける側、提供する側どちらにとっても非常に厳しい状況になっています。

当法人が行っている訪問介護、通所介護事業についても介護報酬改正後1年を経過しましたが、介護報酬収入は減収し、事業所経営は困難な状況にある事が現実であります。更なる経営努力が求められます。

平成27年度から「生活困窮者自立支援事業」が始まりました。実施主体は松浦市ですが関係機関との連携をとりながら、これまで当法人が取り組んできた相談支援経験を活かし当該事業の円滑な推進に寄与して参ります。

また、多様化する生活課題については福祉の分野にとどまらず、買物や通院などの移動手段、金銭管理、消費生活、法律問題など多岐にわたり、地域住民のニーズがどのように変化しているのかを捉え、対応していくかが大きな課題であります。市を始め民生児童委員、自治会、福祉施設、医療機関、公的関係機関、地域住民との連携を強め、ニーズに対応する仕組みや事業等を開発、具現化することが必要となります。

当法人におきましても総合的な相談に対応できる体制をこれまで以上に構築する必要があり、研修会などを通して資質を高めて参ります。

平成24年3月に策定した地域福祉活動計画の実施に取り組んでいますが今年度は5年計画の最終年度になります。今年度は計画の総括と次期計画の策定に向けての準備段階を進めてまいります。

社会福祉法人制度については、国において改革が行われました。制度が始まって以来、初めてのことであり平成28年4月から施行されます。このことは全国の社会福祉法人の在り方を見直しするものであり、剰余資産を社会に還元することや法人として公益的な事業に取り組むことなどが示されています。当法人においてもどのような対応ができるのか検討して参ります。

以上のように法人や社会を取り巻く環境が変化していく中、地域福祉推進の中核的な団体と位置付けされている社会福祉協議会という立場から、介護・福祉に限らず各事業を通して、更に地域福祉の推進に努めてまいります。

2 各事業の経営・運営

(1) 介護保険事業（県指定事業・介護予防事業も含む）

本所・鷹島支所において「居宅介護支援事業」「通所介護事業」「訪問介護事業」の各事業を実施しております。

法改正により事業経営はますます困難な状況にありますが、経費節減はもとより、事業体系の見直しや雇用のあり方、人材の確保、育成、事業内容のあり方の研究など総合的に且つ的確な判断が求められます。

各事業所において職員間の協力体制確立は言うまでもなく、職員の資質、サービスの向上、利用者確保、法令順守に努め、健全経営を目指してまいります。

(2) 高齢者在宅サービス（市受託事業・独自事業）

独自事業の「配食サービス」につきましては、福島支所管内において実施しております。市受託の配食サービスと併せて行っておりますが、受託サービスの食数は皆無に等しい状況にあります。一方の独自事業の利用者は総利用者の10割近くを占め、そのニーズの多さが伺えます。独自事業の経費の一部は、共同募金の配分金、社協会費、寄付金等を活用し運営をしておりますが経費の高騰により決して運営は容易とは言えませんが生活支援、見守り、介護予防の観点から多くのニーズに応える為になお一層の運営努力をしております。

「高齢者食事サービス」につきましては、高齢者が集える場の提供、閉じこもり防止、介護予防の観点からもニーズに対応した事業であり、参加者も増加傾向にあります。地域福祉を推進していく上で重要な事業であり、今後も独自財源を確保し、継続して実施して参ります。

この事業は鷹島、福島支所管内でセンターを利用し、毎月1回、会食型で行っています。福島支所開催分については同町内のボランティアグループの協力を得ております。

平成27年度より独自事業としての「いきいきサロン」をこれまで未開催地域であった福島町においてモデル的に取り組みを始めております。現在、

1 か所での開催ですが、開催回数、開催地区を増やし同事業の推進、定着を目指してまいります。

(3) 高齢者支援事業（市受託事業）

本事業は、行政が行う介護予防に大きく寄与していることから、今後ともより多くの参加を呼びかけ、事業の推進を図ります。介護制度が変わっていく中において当該事業の重要性は言うまでもなく、今後、内容の見直しなどニーズに応える取り組みが必要であります。

市地域包括支援センター等と連携をとり、参加者のニーズや要支援の有無の情報を把握して、より効果的な事業を進めてまいります。

(4) 指定管理事業（市指定事業）

「松浦市老人福祉センター」「松浦市高齢者生活福祉センター」「松浦市福島総合運動公園」につきましては、市より指定管理を受け管理・経営をしております。

施設設備の老朽化が進む中、適正な財務、管理経営に取り組むとともに、利用者の利便性を第一に考え、サービスの向上と事故防止に努めて参ります。

鷹島の松浦市高齢者生活福祉センターにおいては、原子力災害時の一時避難場所として、放射能被害等に対応した施設に改修がなされました。

既に災害時の対応訓練を2回行い、災害時に対する職員の研修を行っています。

松浦市老人福祉センターにつきましては、平成28年4月より向こう5年間の指定を再度、受けることになりました。これからも健全な管理経営を継続してまいります。

(5) 障害福祉サービス事業（県指定事業）

障害者自立総合支援法による居宅介護（ホームヘルプサービス）は本所、鷹島支所において行っております。

このサービスの支援計画は、当法人外の相談支援事業所が担当することとなっておりますので連携を密にして適切な支援を進めてまいります。

また、この事業は訪問介護事業と併用して行っておりますのでそれぞれの制度に応じた対応に努め、新たな利用者の発掘とサービスの向上を目指し利用者の自立支援の一助として寄与してまいります。

(6) 老人ホームヘルプ派遣事業（市受託事業）

介護認定外の一般高齢者、特定高齢者に対し、ホームヘルプサービスを提供しております。今後とも同事業を通して利用者支援を推進いたします。

(7) その他の事務・事業推進

- 社協会員の募集
- 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）への協力
- 福祉相談事業の推進
- 県、市福祉資金貸付事業
- 福祉協力校の指定事業（市内小学校9 中学校7 高校1 計17校）
- 福祉教育支援事業
- 備品貸出事業
- 地域福祉活動計画の総括、次期計画作成
- 自治会公園・広場整備事業
- ボランティア活動助成事業
- ボランティア保険加入助成事業
- 各福祉団体への活動支援と連携
- 地区社会福祉協議会への活動支援と連携強化
- 広報活動の促進（ホームページ・社協だより発行）
- 日本赤十字社社費募集及び事務取扱
- 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動及び事務取扱
- 市民児協の事務取扱及び民生委員・児童委員との連携強化

※ 当法人は、日本赤十字社長崎県支部松浦市地区及び長崎県共同募金会松浦市支会の事務取扱を行っています。

また、松浦市民生委員児童委員協議会の事務取扱も行っていきます。